

日本放送協会定款変更案

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
(目的) 第3条 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、<u>放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。</u> (業務) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 (略) <u>三 本協会が放送する全ての放送番組（配信の許諾を得ることができなかったものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。</u> <u>四 本協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から放送法第20条第1項第4号に基づく総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。</u> <u>五 本協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第53条第4項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。</u> <u>六～八 (略)</u> 2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 一 前項第7号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。 <u>二 本協会が放送した放送番組（放送の日から放送法第20条第1項第4号に基づく総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。</u> <u>三 本協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放</u>	(目的) 第3条 本協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。 (業務) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一・二 (同左) (新設) (新設) (新設) <u>三～五 (同左)</u> 2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。 一 前項第4号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。 <u>二 本協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の本協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。</u> <u>三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提</u>

<u>送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。</u>	<u>供すること（本協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。</u>
四～九 （略）	四～九 （同左）
3～8 （略） (削除)	3～8 （同左） 9 <u>本協会は、第2項第2号又は第3号の業務</u>
	<u>（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>
	一 <u>インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法</u>
	二 <u>インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項</u>
	三 <u>第2項第2号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項</u>
	四 <u>インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項</u>
	五 <u>インターネット活用業務の経理に関する次の事項</u>
	ア <u>放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところによるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法</u>
	イ <u>インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法</u>
	ウ <u>区分経理の実施の適正を確保するための措置</u>
	エ <u>その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項</u>
	六 <u>第12項の実実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</u>
	七 <u>前号の規定による評価の結果も踏まえた第14項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</u>
	八 <u>その他インターネット活用業務に関し必要な事項</u>
(削除)	10 <u>本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第9項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</u>
(削除)	11 <u>本協会は、第9項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</u>
(削除)	12 <u>本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第9項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第16項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>
(削除)	13 <u>本協会は、第2項第2号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向</u>

(削除) (出資等) 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第20条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は<u>第55条第1項</u>に規定する子会社に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。 2・3 (略) (中期経営計画) 第6条 (略) 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第86条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。） 二～七 (略) (公告) 第8条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。 (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～オ (略) カ <u>第63条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第79条第1項</u>に規定する財務諸表 キ・ク (略) ケ <u>必要的配信（第4条第1項第3号から第5号までの業務（以下「必要的配信業務」という。）として行われるものをいう。以下同じ。）の休止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</u> コ・サ (略) シ <u>第61条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準	<u>けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u> <u>14 本協会は、少なくとも3年ごとに、インターネット活用業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努める。</u> (出資等) 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第20条の2に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は<u>第53条第1項</u>に規定する子会社に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。 2・3 (同左) (中期経営計画) 第6条 (同左) 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。<u>第84条第3項及び第5項第2号</u>において同じ。） 二～七 (同左) (公告) 第8条 本協会の公告は、<u>本協会の放送によって行うほか、官報に掲載して行う。</u> (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～オ (同左) カ <u>第61条第1項</u>に規定する業務報告書及び<u>第77条第1項</u>に規定する財務諸表 キ・ク (同左) (新設) ケ・コ (同左) サ <u>第59条</u>の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
--	---

<u>ス・セ</u> <u>ソ</u> 第53条第4項に規定する業務規程 <u>タ</u> 第54条第1項に規定する実施基準及び同条第4項に規定する実施計画 <u>チ</u> 第55条第2項及び第60条第1項に規定する基準 <u>ツ</u> 第56条に規定する基準及び方法 <u>テ～ヘ</u> (略) <u>ホ</u> アからヘまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 二 役員の職務の執行の監督 2～4 (略) (経営委員会の運営) 第21条 (略) 2～6 (略) 7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第66条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 8・9 (略) (会長等の任命) 第41条 (略) 2・3 (略) 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二～七 (略) (理事会) 第46条 (略) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 一 (略) 二 第72条第2項の規定により経営委員会の同意を得る事項(第73条第2項において準用する場合を含む。) 三・四 (略) (国内基幹放送の業務の方法) 第52条 (略) 2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、前項の規定に基づき出資した子会社(以下「基幹放送局提供子会社」という。)との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。 3 (略) (必要的配信業務の方法) 第53条 本協会は、公衆によって日常的に使用	<u>シ・ス</u> (新設) <u>セ</u> 第4条第9項に規定する実施基準及び同条第12項に規定する実施計画 <u>ソ</u> 第53条第2項及び第58条第1項に規定する基準 <u>タ</u> 第54条に規定する基準及び方法 <u>チ～ヒ</u> (同左) <u>フ</u> アからヒまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 二 役員の職務の執行の監督 2～4 (同左) (経営委員会の運営) 第21条 (同左) 2～6 (同左) 7 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第64条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 8・9 (同左) (会長等の任命) 第41条 (同左) 2・3 (同左) 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。 一 禁錮(コ)以上の刑に処せられた者 二～七 (同左) (理事会) 第46条 (同左) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 一 (同左) 二 第70条第2項の規定により経営委員会の同意を得る事項(第71条第2項において準用する場合を含む。) 三・四 (同左) (国内基幹放送の業務の方法) 第52条 (同左) 2 本協会は、指定地上基幹放送地域において地上基幹放送の業務を行うに当たって必要があるときは、第1項の規定に基づき出資した子会社(以下「基幹放送局提供子会社」という。)との契約に基づき、基幹放送局提供子会社の提供する基幹放送局設備を用いる。 3 (同左) (新設)
---	---

<u>されている通信端末機器を用いて必要的配信を受信することができるようにするためのプログラムを作成し、公衆に対し無償で提供する。</u> 2 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、公衆が、次の各号に掲げるいずれの方法によっても必要的配信を受信することができるようにする。</u> 一 <u>前項のプログラムを用いる方法</u> 二 <u>公衆によって一般的に使用されているブラウザを用いる方法</u> 3 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、必要的配信（ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第61条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じる。</u> 4 <u>本協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 5 <u>業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合させるものとする。</u> 一 <u>当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。</u> 二 <u>当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。</u> 三 <u>当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。</u> 6 <u>本協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従う。</u> 7 <u>本協会は、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第5項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更する。</u>	
--	--

8 <u>本協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮する。</u> (任意的配信業務の方法) 第54条 <u>本協会は、第4条第2項第2号又は第3号の業務（以下この条において「任意的配信業務」という。）を行おうとするときは、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法等の事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 <u>本協会は、任意的配信業務を行うに当たっては、前項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</u> 3 <u>本協会は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</u> 4 <u>本協会は、任意的配信業務を行うに当たっては、第1項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第21条の2第5項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 第55条 (略) 第56条 (略) 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第73条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。 3・4 (略) 第57条 (略) (調査研究の成果等) 第58条 <u>本協会は、第4条第1項第6号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。</u> 2 本協会は、<u>第4条第1項第6号</u>の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。 第59条 (略)	(新設) 第53条 (同左) 第54条 (同左) 2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第71条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。 3・4 (同左) 第55条 (同左) (調査研究の成果等) 第56条 <u>本協会は、第4条第1項第3号の規定による業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があった場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第2項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重する。</u> 2 本協会は、<u>第4条第1項第3号</u>の規定による調査研究の成果を、できる限り一般の利用に供する。 第57条 (同左)
--	---

(業務の委託) 第60条 本協会は、第55条第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。 2・3 (略) (受信契約及び受信料) 第61条 本協会は、放送法第64条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>特定受信設備（本協会の放送を受信することのできる受信設備のうち、放送の受信を目的としない受信設備及びラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備以外のものをいう。以下同じ。）を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者と受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。</u> 2 本協会は、特定受信設備を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者が本協会と締結する受信契約の内容を公平に定める。 3 (略) 4 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 受信契約の単位に関する事項（<u>契約者識別情報（第1項のいずれかの者が同項の受信契約を締結していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって当該者を識別することができるものをいう。）の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。</u>） 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（<u>特定受信設備の設置の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。</u>） 三・四 (略) 五 その他放送法第64条第5項第5号に基づく総務省令で定める事項 5 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に放送法第64条第6項に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。 一・二 (略) 6 (略) 第62条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第78条第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。 第63条～第68条 (略)	(業務の委託) 第58条 本協会は、第53条第2項の場合のほか、第4条第1項の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。 2・3 (同左) (受信料) 第59条 本協会は、放送法第64条第1項に基づき、<u>本協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と受信契約を締結し、別に定める受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。</u> (新設) 2 (同左) 3 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 受信契約の単位に関する事項 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（<u>放送法第64条第1項の特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に本協会に対し通知すべき事項を含む。</u>） 三・四 (同左) 五 その他放送法第64条第3項第5号に基づく総務省令で定める事項 4 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第4号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に放送法第64条第4項に基づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。 一・二 (同左) 5 (同左) 第60条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、第76条第1項に規定する場合においては、前事業年度終了の日における受信料の額とする。 第61条～第66条 (同左)
--	---

(諮問事項) 第69条 (略) 2 本協会が第67条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。 3 (略) 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第67条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。 第70条 (略) (答申等に対する措置) 第71条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第68条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。 2 (略) (組織及び委員の委嘱) 第72条 (略) 2 (略) 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る第67条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。 (国際審議会) 第73条 (略) 2 第68条第1項及び第3項、第69条第1項及び第3項、第70条(第4号を除く。)、第71条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第68条第3項及び第69条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第69条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。 第74条～第82条 (略) (会計監査人の任期) 第83条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について	(諮問事項) 第67条 (同左) 2 本協会が第65条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。 3 (同左) 4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第65条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。 第68条 (同左) (答申等に対する措置) 第69条 会長は、中央審議会又は地方審議会が第66条の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。 2 (同左) (組織及び委員の委嘱) 第70条 (同左) 2 (同左) 3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る第65条第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。 (国際審議会) 第71条 (同左) 2 第66条第1項及び第3項、第67条第1項及び第3項、第68条(第4号を除く。)、第69条(第2項第3号を除く。)並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第66条第3項及び第67条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第67条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。 第72条～第80条 (同左) (会計監査人の任期) 第81条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表について
---	---

の第79条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。 第84条・第85条 （略） （還元目的積立金） 第86条 （略） 2・3 （略） 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける<u>第77条第1項の規定の適用</u>については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び<u>第86条第3項ただし書</u>に規定する理由を記載した書類」とする。 5 （略） 第87条～第89条 （略） 附 則 この定款は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の施行の日から施行する。	の第77条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。 第82条・第83条 （同左） （還元目的積立金） 第84条 （同左） 2・3 （同左） 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける<u>第75条第1項の規定の適用</u>については、同条第1項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び<u>第84条第3項ただし書</u>に規定する理由を記載した書類」とする。 5 （同左） 第85条～第87条 （同左） 附 則 この定款は、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）<u>附則第1条第2号に掲げる規定</u>の施行の日から施行する。
---	---